

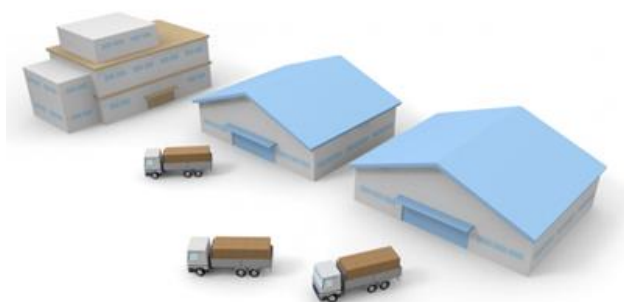
～大阪府からのお知らせ～

# 産業用地をお探しの皆様へ



©2014 大阪府もずやん

大阪府内では、産業用地の創出を目的として、市街化調整区域において 開発許可を得て工場等を立地することができる基準を策定している市町村があります。



## 【市町村の基準】

※ 以下はあくまで概要になりますので、詳しくは、URL 若しくは QR コードをご参照ください。

### ① 市街化調整区域の開発許可の権限が大阪府にある市町村

#### 千早赤阪村



「産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い」

[http://www.vill.chihayaakasaka.osaka.jp/kakuka/jinji\\_chiiki/machidukuri/593.html](http://www.vill.chihayaakasaka.osaka.jp/kakuka/jinji_chiiki/machidukuri/593.html)

◆対象区域: 次の路線沿道。

- (1) 村道水分東阪線 起点: 国道 309 号との交点 終点: 府道富田林五条線との交点
- (2) 村道東阪中津原線 起点: 府道富田林五条線 終点: 府道中津原寺元線との交点
- (3) 府道富田林五条線 起点: 村道水分東阪線との交点 終点: 村道東阪線との交点

◆建築物の用途: 工場(マッチの製造等、ホテル又は旅館を除く)

◆敷地面積: 概ね 500 m<sup>2</sup>以上 3,000 m<sup>2</sup>未満

(お問合せ先) 人事財政課地域戦略室 電話: 0721-72-0081 (代表)

## ② 市街化調整区域の開発許可の権限が各市町村にある市町村

**能勢町** (お問合せ先) 環境創造部 地域整備課 電話:072-734-1726

「幹線道路沿道等における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い」

<http://www.town.nose.osaka.jp/soshiki/dobokukenchiku/keikaku/4247.html>

- ◆対象区域: 次の路線沿道又は市街化調整区域に隣接している土地  
国道 173 号 起点: 府道園部能勢線との交点、終点: 町道山辺一里松線との交点  
府道園部能勢線 起点: 国道 173 号との交点、終点: 町道塚田線との交点(久佐々神社前)  
府道宿野下田線 起点: 清水橋、終点: 深田橋  
府道能勢猪名川線 起点: 大木橋、終点: 町道平野線との交点  
町道平野線 起点: 市街化区域との境界、終点: 府道能勢猪名川線との交点
- ◆建築物の用途: 工場及びその他産業施設
- ◆敷地面積: 原則 5,000 m<sup>2</sup>未満



**豊能町** (お問合せ先) 建設環境部 建設課 電話:072-739-3415

「路線沿道において店舗等の立地を目的とする開発行為の取扱い」

<http://www.town.toyono.osaka.jp/page/page002489.html>

- ◆対象区域: 次の路線沿道。  
国道 423 号 起点: 箕面市との行政界 終点: 京都府亀岡市との行政界
- ◆建築物の用途: 店舗、事務所、宿泊施設、工場
- ◆敷地面積: 概ね 500 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満



**池田市** (お問合せ先) 都市建設部 審査指導課 電話:072-754-6339

「産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い基準」

<http://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/toshikensetsu/sinsashido/gyomu/kaihatsu/1545802875750.html>

- ◆対象区域: 次の路線沿道。  
国道423号 起点: 市街化区域と市街化調整区域との境界 終点: 大阪府箕面市との行政界  
国道173号 起点: 市街化区域と市街化調整区域との境界 終点: 兵庫県川西市との行政界
- ◆建築物の用途: 近隣商業地域内で立地できる工場、店舗(道の駅(「道の駅」登録・案内要綱に適合したものに限る。))又は地元農産物の直売所に限る。)
- ◆敷地面積: 500 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満(地元農産物の直売所の場合は、池田市との別途協議により決定した面積の範囲内)



**堺市** (お問合せ先) 建築都市局 開発調整部 宅地安全課 電話:072-228-7483

「工業系ゾーンに位置づけられた区域内の工場の建築を目的とする開発行為等の取扱いについて」

<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/shidou/kaihatsu/index.files/teiankijyun16.pdf>



**和泉市** (お問合せ先) 都市デザイン部 建築・開発指導室 開発指導担当 電話:0725-99-8142

「市長が指定した道路の沿道における小売店舗の建築を目的とする開発行為等の取扱い(提案基準 12 改正)」及び「提案基準 12 に基づく指定(工場、倉庫)」

[http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/dezainbu/kentikukaihatu/gyoumu\\_kaihatu/kaihatukyoka/1331276238656.html](http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/dezainbu/kentikukaihatu/gyoumu_kaihatu/kaihatukyoka/1331276238656.html)

- ◆対象区域: 一般国道 170 号の沿道。
- ◆建築物の用途: 小売店舗。産業の業務機能を有する建築物(工場、倉庫。)
- ◆敷地規模: 小売店舗にあつては、500 m<sup>2</sup>以上 3,000 m<sup>2</sup>未満。産業の業務機能を有する建築物については、500 m<sup>2</sup>以上 5,000 m<sup>2</sup>未満。



## ◎ 大阪府の問い合わせ窓口

### ● 許可手続きについて

住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課 開発許可グループ  
電話:06-6210-9722

### ● 企業立地の優遇制度について

商工労働部 国際ビジネス・企業誘致課 誘致推進グループ  
電話:06-6210-9406